

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0822)

第2回特定最低賃金専門部会（機械）

令和4年10月28日 非公開

開催日時	令和4年10月28日	13時30分～14時20分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻より1分過ぎておりますが、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員現時点で2名の合計8名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をしていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>賃金室長の木村でございます。</p> <p>ただいまから、第2回目の特定最低賃金専門部会を開催いたしま</p>

	<p>す。 議事進行につきましては、■■■■部会長にお願いいたします。 よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。 議題（１）、特定最低賃金額の審議について、に入りますが、その前に、事務局から説明がありますのでお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日の議事の進行につきましてご説明いたします。 本製造業の特定最低賃金額が全会一致で議決された場合には、本専門部会において、答申の手続を行っていただくことになります。 また、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。 なお、本日は、労使協議が必要になることもあろうかと存じまして別室を用意しております。個別に協議等が必要な場合には、ご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。 ただいまの事務局の説明について、何かご質問等ありますでしょうか。</p>
<p>【特になし】</p>	
部会長	<p>質問等ないようですので、事務局の説明のとおりといたします。 それでは、特定最低賃金額の審議に入ります。 本日は、第２回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引上げ額についてご提示をいただき、そこから審議を進めていきたいと思います。 全会一致でとりまとめができますよう、ご協力をお願いいたします。 はじめに、労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。 はい。■■■■委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労働者側■■■■です。 第１回の専門部会で、使側からお話をお聞かせいただき、特定最低賃金に対する労使の考えについて、共有できたかと考えています。</p>

<p>部会長</p>	<p>現在の原材料価格、電気料金の高騰による厳しい状況は、労側としても理解させていただいておりますが、特定最低賃金においては、第1回でもお話させていただきましたとおり、労働条件の向上、公正競争の確保、労使交渉の補完・代替機能という、大きく3点あり、重要な取り組みであると考えのもと、金額提示をさせていただきます。</p> <p>一般機械の賃金は935円となっています。まずは1,000円到達を目指して、現在の935円との差額「65円」を要求させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p> <p>はい。■■■■委員、お願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。使用者委員の■■■■でございます。</p> <p>ただ今、「65円」という要求がありましたけれども、私ども基本的には、最低賃金を上げる経済環境にないという認識を持っておりますが、物価上昇等、従業員の生活に影響を与える事象も起こっておりますので、常に我々が注目しております、賃金改定状況調査。令和4年の賃金改定状況調査第4表ですね。①②と2つの表のCランク。これが、上昇率1.6%であります。935円の1.6%で14.96ということですから、切り上げて「15円」という金額を提示させていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>労使双方の意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引上げ額「65円」の提示がありましたが、使用者側委員からは「15円」の提示でございました。</p> <p>それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともではありますが、お互いの示している額の開きが大きいように思います。</p> <p>労使双方のご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。もう一度ご意見をお伺いできたらと思っております。</p> <p>労働者側委員の方から、いかがでしょうか。</p> <p>はい。■■■■委員、お願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労働者側■■■■より、発言させていただきます。</p> <p>今年度、意向表明した4業種それぞれの企業内最低賃金を加重平均すると、1,009円となります。これを、一般機械の935円との差</p>

	<p>額 74 円に対し、2 年かけて引き上げるとの考えのもと、「37 円」を要求させていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 使用者側委員から、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。■■■■でございます。 私どもいくつか回答を用意しておりますので、先ほど、賃金改定状況調査第 4 表①②というお話をしましたが、今年度より③ということが出ておりました、こちらの C ランクの賃金上昇率が 2.0% ということでございます。935 円の 2.0%、18.7 円。切り下げまして、「18 円」を提示したいと思えます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 労使双方の意見を確認させていただきます。 労働者側委員からは、引上げ額「37 円」の提示がありましたが、使用者側委員からは「18 円」の提示でした。 まだ、お互いの示している額の開きが大きいようです。 もう一步踏み込んでのご提案はできないでしょうか。 労働者側委員、いかがでしょうか。 はい。■■■■委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労働者側■■■■です。 過去 3 年の地域別最賃と特賃の引上げ額の差は、計 7 円です。この差を埋める考えから、今年の地域別最賃 30 円と 7 円の合計、「37 円」を要求いたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。 使用者側委員からは、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。■■■■です。 「37 円」ということで、変わらずということですかね。 私ども経営者協会の上部団体、経団連が毎年、賃上げ調査をやっております。今年の賃上げ率が 2.27% という数字が出ております。935 円に対して 2.27% が 21.22 円ですので、「21 円」を提示したいと思えます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。 労使双方からご意見を改めてお伺いしまして、それぞれのお考え</p>

	<p>があるということで、示された額につきましては、近づいてきてはおりますが、まだ開きが大きいようです。</p> <p>特定最低賃金は、労使のイニシアティブ発揮により設定されるという性格のものでありますので、この趣旨をお汲みいただいたうえで、ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員から、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>はい。労側委員の■■■■でございます。</p> <p>現在労側として、複数の考えのもとで、「37円」を提示させていただいております。使側からは、現在「21円」というところの提示となっております。現在16円という大きな開きがあるというわけですが、その差を埋めるために、かなり踏み込んだ意見交換というところは、必要だと考えます。</p> <p>ですので、労使のみで協議をする時間を頂戴したいと思っております。何卒宜しくお願いいたします。</p>
部会長	<p>ただいま労働者側委員から、労使による協議の申出がありました。</p> <p>これについて、使用者側委員のご意見はいかがでしょう。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者側委員の■■■■です。</p> <p>今の■■■■委員のお話にもありましたけれども、労使のイニシアティブというものを尊重していただいて、直接ちょっと話をさせていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい。使用者側委員の同意もありましたので、労使の協議を行っていただきたいと思っております。</p> <p>協議のため、一時休会といたします。</p> <p>労使の委員の皆様が戻り次第、再開いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p style="text-align: center;">【協議のため、休会】</p> <p>長時間のご協議、お疲れさまでした。皆様お戻りになりましたので、審議を再開したいと思います。</p> <p>労使協議を踏まえまして、まずは、労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p> <p>はい。■■■■委員、お願いいたします。</p>

労働者委員

はい。■■■です。

まず、お時間を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

いただきました時間の中で議論した経過と結論を、まず労側から一括してご報告をさせていただきます。

まず、結論としましては、「30円」で合意をいたしました。

経過についてなのですが、まず労側から、「37円」の後に、特定最賃は地賃を下回らないという考えのもと、今年度の地賃の引上げ額の30円、引上げ率3.47%を、一般機械の現在の特定最賃の金額に反映させて、端数を切り上げて、「33円」の提示をさせていただきました。

それを受けて使側からは、過去地賃で目標とされていた3.0%アップ、その考えを適用して、現在の935円の3.0%である「28円」の提示がありました。

そののちですけれども、労側から、現在の一般機械の特定最賃は935円で、一つの到達目標である1,000円との差額65円を、2年かけて目指すという考えで、「32円」の提示をいたしました。

続いて使側より、地賃の引上げ額を特定最賃の引上げ額が上回るという考えがないということの説明いただき、歩み寄っての「29円」の提示がありました。

続いて労側から、一般機械を含めた群馬の主要4業種での最低賃金の底上げを図るということで、県内で働くすべての労働者へ適用される地賃を押し上げるということにも繋がる。また、すべての働く者にとって魅力のある群馬県となるということで、人材の流出防止を防ぎ、県内企業の活性化に繋がるという考えを説明させていただきました。そのうえで、近隣県でも地賃プラス1円で結審がされているところもありますので、近隣県との格差を広げないためにも、地賃にプラス1円の「31円」の提示をさせていただきました。

その後ですけれども使側から、労側は、特定最賃は地賃を上回るというところをプライオリティとしているということですが、使側としては逆の立場であるということ。現状、地賃と特定最賃には差があって、それを広げるとすることは、使側の理論では説明ができないという話がございまして、地賃の引上げ額と同様の「30円」を提示されました。

それを受けまして労側として、使側の考えを踏まえたうえでの歩み寄りに対して、これまでと、そしてこれからの労使の関係というところも鑑みまして、「30円」で合意をさせていただきました。

労使の協議の流れについては、以上となります。

<p>部会長</p>	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま労働者側委員の方から、「30円」で合意した旨のご報告をいただきました。</p> <p>使用者側委員からも、ご意見等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。■■■■でございます。</p> <p>流れにつきましては、今、■■■■委員の方からお話があったとおりでございます。</p> <p>非常に厳しい経営環境の中ではございますが、最終的には労使で合意をする、信頼関係の維持をしようというところで、「30円」で決めたということであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、労働者側委員、使用者側委員からご発言をいただきました。</p> <p>その他の労使委員の皆様、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>公益委員は、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、ご意見が出尽くしたようですのでまとめさせていただきますと思います。</p> <p>まとめますと、労使委員のご意見は、本製造業の最低賃金額を現行の935円から「30円」引き上げて、時間額で965円とする、ということよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>各委員異議なしということのようですので、全会一致で議決いただいたことを確認いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後の手続につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>はい。それでは、この後の手続について、ご説明いたします。</p> <p>全会一致で議決をいただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用いたしまして、手続を行うこととなります。</p> <p>つきましては、ただいまから報告書の（案）及び答申文の（案）をご用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願いいたします。</p>
部会長	<p>それでは、一時休会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【休会】</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案）、答申文（案）を全員に配布】</p>
部会長	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>事務局から、まずは報告書について、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、ただいまお配りいたしました報告書の（案）を読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案） 朗読】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいま、報告書の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会长あて、報告することといたします。</p> <p>続きまして、答申文の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日は、全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議となることから、答申文は審議会长名となっております。</p> <p>それでは、お手元の答申文の（案）を読み上げさせていただきます。</p> <p>なお、別紙の内容は、先ほどの報告書と同じでございますので、</p>

	<p>時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目は省略させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【答申文（案） 朗読】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、答申文の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申することといたします。</p> <p style="text-align: center;">【部会長より基準部長へ答申文を手交】</p>
部会長	<p>答申が無事に終わりました。</p> <p>各委員のご協力により、全会一致でまとめることができました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。ご答申をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>ご答申をいただきましたことに対しまして、福永労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただき、その後に、今後の予定をご説明いたします。</p>
基準部長	<p>労働基準部長の福永でございます。</p> <p>ただいま、 部会長から、一般機械器具製造業の特定最低賃金の改定について、ご答申をいただきました。</p> <p>本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月12日に諮問させていただきました。</p> <p>その後、委員の皆様には真摯なご議論を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われたことにつきまして、心より敬意を表する次第でございます。</p> <p>労働局といたしましては、この答申を踏まえ、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいります。併せまし</p>

て、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいり所存でございます。

最後に、委員の皆様のご尽力に重ねて感謝を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

事務局

それでは、今後の予定につきまして、2点ご説明をいたします。まず1点目でございます。

特定最低賃金の効力発生日につきましては、4業種同一日としていただいております。つきましては、4業種すべての専門部会において答申をいただいた後に、異議申出の公示をさせていただきます。

異議申出があった場合には、11月15日(火)に審議会を開催し、審議を行っていただく予定としております。

なお、異議申出がなく、官報公示の手続が順調に進んだ場合、効力発生日は最短で12月29日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

2点目でございます。

官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がありますので、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。

その際は、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了承をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

今後の予定につきまして、ただいまご説明がありました。

1点目は、効力発生日は他の3業種と合わせて同一日になるということです。また、今後官報公示の手続きを行うということですが、発効は、順調にいったら12月29日となること。しかし、諸事情によりずれ込む場合もあるということです。

2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。

以上2点について、事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局説明のとおりとさせていただきます。</p> <p>次に（２）その他についてですが、事務局から何かありましたらお願いいたします。</p>
事務局	特にございません。
部会長	委員の皆様から何かありますでしょうか。
	【特になし】
部会長	<p>特にないようですので、それでは最後に確認をさせていただきます。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする資料や発言はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということでよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>非公開事項はなしと確認させていただきました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第２回特定最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>ご審議お疲れ様でした。</p> <p>ありがとうございました。</p>